

令和3年第12回農業委員会総会議事録

令和3年12月14日（火）第12回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員15人

| | | | | | |
|----|-----|-------|---------|-----|-------|
| 会長 | 18番 | 逸見 力士 | 会長職務代理者 | 1番 | 仲田 清志 |
| | 2番 | 小田 正廣 | | 3番 | 宮本 武博 |
| | | | | 4番 | 赤井 勝利 |
| | 5番 | 小川 広文 | | 6番 | 三上 雄二 |
| | | | | 7番 | 倉脇 敏弥 |
| | 8番 | 井藤 孝久 | | | |
| | | | | 10番 | 神山 順一 |
| | 11番 | 宮脇 繁 | | 12番 | 眞壁 勲二 |
| | 14番 | 藤川 雅 | | 15番 | 山田 條一 |
| | 17番 | 奥津 忠和 | | | |

推進委員 9人

| | | | | | | | | |
|--|-----|--------|--|----|-------|--|----|-------|
| | 1番 | 谷岡 收藏 | | 2番 | 眞壁 正司 | | 3番 | 泉 登 |
| | | | | | | | 4番 | 妹尾 良和 |
| | 4番 | 溝尾 美恵子 | | 5番 | 三輪 金樹 | | 6番 | 妹尾 良和 |
| | | | | | | | 8番 | 信谷 昌吾 |
| | | | | | | | 9番 | 逸見 則夫 |
| | 10番 | 奥津 賢司 | | | | | | |

欠席委員 4人

| | | | | | | | | |
|--|-----|-------|--|-----|-------|--|-----|-------|
| | 9番 | 藤本 彰 | | 13番 | 伊達 修史 | | 16番 | 大原 砂利 |
| | 推7番 | 後藤 保夫 | | | | | | |

| | | |
|----|--------|----------------------------------|
| 議事 | 議案第58号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 議案第59号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 議案第60号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 議案第61号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について |
| | 議案第62号 | 現況証明にかかる現況認定について |

| | |
|------|--------------------------------|
| 報告事項 | 農地改良届について |
| | 農地法施行規則第29条の届について |
| | 農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について |
| | 法務局照会について |
| | 完了届について |
| | 利用権設定中途解約について |

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長

竹村 陽子

主査

川添 和之

主査

小林 淳

(開会時刻 午前9時)

| | |
|------|---|
| 川添主査 | 委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第12回総会を開催いたします。本日の出席は、24名で欠席の方は9番藤本委員、13番伊達委員、16番大原委員、推進委員7番後藤委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。 |
| 会 長 | 皆さん、改めましておはようございます。農地利用状況調査は皆さん完了しましたか。年々遊休農地や耕作放棄地が増えるように思っています。まだ集計は出ていませんがおそらく今年もそのような傾向にあるのではないかと思います。米価の問題も即効果の出るような方法がないようで結果が出れば来年のようです。本日は後の予定行事が詰まっていますので気分を変えながら取り組みましょう。そでは、本日もよろしく願います。 |
| 川添主査 | 続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、17番奥津委員に先導をお願いいたします。 |
| 奥津委員 | 「農業委員会憲章」の先導 |
| 川添主査 | ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願います。 |
| 会 長 | それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしく願います。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、17番奥津委員、2番小田委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第58号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。 |
| 小林主査 | 議案第58号農地法第3条について今回の議案についてでございますが、第3条の申請が5件ございました。その内1件、1番目が都合により取下げとなっております。後日またあると思います。続きまして2番でございますが、現地確認を12月6日に行っております。場所は、菅生、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移 |

転、作物は水稲、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、県外に住んでいて耕作できないことから、申請地に隣接する農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。4番

赤井委員

4番赤井です。現地確認を12月5日眞壁委員、谷岡委員と行いました。場所は、菅生市民センターより150m上へ阿福に出る道の角です。申請者はこちらにはおられず耕作ができません。ちょうど譲受人の家裏なので譲受人が確保されました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第58号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第58号農地法第3条3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、3番でございますが、現地確認を12月6日に行っております。場所は、上市、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。

す。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を確保しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、申請地の管理が困難になったことから兄弟に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。12番。

眞壁委員

12番眞壁です。12月5日に泉推進委員と現地確認しました。場所は、上市●●、お寺●●の下の畑で良く管理されてました。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第58号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第58号農地法第3条4番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、4番でございますが、現地確認を12月6日に行っております。場所は、唐松、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の

下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、県外に住んでいて耕作できないことから旧知の農家に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。推進委員5番。

三輪委員

推進委員5番三輪です。確認を12月7日、会長と私で行いました。場所は、唐松荘の北側付近の小坂部川沿いです。問題ありません。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第58号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第58号農地法第3条5番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、5番でございますが、現地確認を12月6日に行っております。場所は、哲多町田淵、現況地目は田4筆、畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲受人は申請地を利用権設定で以前から耕作しており、前所有者の相続人から売買することになったもので、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はござい

| | |
|------|---|
| | <p>ません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>この件について関係地区委員の説明を求めます。5番。</p> |
| 小川委員 | <p>5番小川です。12月11日に逸見推進委員、井藤委員、宮脇委員、私と譲受人とで現地確認をしました。場所は、北房井倉哲西線の哲多町田淵地内にあります●●センターの裏に4筆ありました。もう1筆は、●●センターから西に200m先へ有り栗畑でした。所有者は県外におられます。後から報告事項で出ますが利用権設定し7年譲受人の方が耕作されており今後も水田の耕作をされる予定です。問題ないと思います。</p> |
| 会 長 | <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第58号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第59号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 小林主査 | <p>農地法第4条についての申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第59号第1番でございます。確認を12月6日に行っております。場所は、哲多町矢戸、現況地目は田2筆・畑1筆でございます。転用目的は嵩上げで、申請地は上段の畑より下がっていて農作業の効率が悪いことから、利便性を向上させるため嵩上げするものです。期間は着工日から2年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、工事費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>この件について関係地区委員の説明を求めます。8番。</p> |

井藤委員

8番井藤です。12月11日宮脇委員、小川委員、逸見推進委員、私で現地確認をしました。場所は、新見川上線、萬歳郵便局の所T字路を700m上り●●●がありそこから50m先にあります。上段の水田よりかなり下がっており農作業の効率が悪く利便性を考え盛土をするものです。日当たりも良くなり収量アップに繋がると思われるので、よろしくをお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第59号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積が30a以上となるため、県農業会議への諮問が必要となりますが、諮問会議において許可妥当と認められた場合、総会を省略して会長名で許可することをご了承ください。

続きまして、第60号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第60号農地法第5条の申請につきまして、4件申請がございました。第1番でございますが、現地確認を12月6日に行っております。場所は高尾、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は宅地拡張花壇設置です。転用理由ですが、隣接する申請地に実家宅地を拡張し、庭として利用するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和4年12月31日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地第1種住居地域と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費・土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

| | |
|------|--|
| 会 長 | この件について関係地区委員の説明を求めます。7番。 |
| 倉脇委員 | 7番倉脇です。12月13日に溝尾推進委員と現地確認しました。場所は、高尾旧道の●●信号から北へ100m先の家裏です。問題ないと思います。 |
| 会 長 | 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第60号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第60号2番の議案について事務局の説明をお願いします。 |
| 小林主査 | 次に第2番でございますが、現地確認を12月6日に行っております。場所は上市、現況地目は田1筆でございます。転用目的は進入路設置です。転用理由ですが、譲受人宅への自己所有の進入路がないため、申請地を進入路として整備するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は令和4年1月1日から令和4年3月31日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。 |
| 会 長 | この件について関係地区委員の説明を求めます。12番。 |
| 眞壁委員 | 12番眞壁です。12月5日に泉推進委員と現地確認しました。場所は、旧阿新農協上市支所の裏側です。問題ないと思います。 |
| 会 長 | 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 |

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第60号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第60号3番の議案について事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第3番でございますが、現地確認を12月6日に行っております。場所は千屋、現況地目は田1筆でございます。転用目的は駐車場・資材置場の設置です。転用理由ですが、現在の資材置場に隣接している申請地を重機、大型車両の駐車場と建設資材置場として利用するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和4年7月31日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費・土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。2番。

小田委員

2番小田です。現地確認は12月5日、真壁推進委員と行いました。場所は、千屋の●●●から北へ50m先の国道沿いです。以前、記載の通り隣の隣で入口の方が5条で出ていました。その隣で問題ないと思います。申請人は移住し林業をされていて大型機械を購入され置場がないそうです。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第60号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第60号4番の議案について事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第4番でございますが、現地確認を12月6日に行っております。場所は哲多町本郷、現況地目は田1筆でございます。転用目的は給油所拡張、コインランドリー・食堂の設置です。転用理由ですが、申請地に、法令基準に適合するタンクを埋設のうえ、給油施設を設置し、申請地内に、コインランドリー、食堂を併設するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和4年1月5日から令和4年11月30日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費・土地造成費、建物建築・タンク更新等は記載のとおりで、すべて自己資金によるものです。以上です。

会長

この件について関係地区委員の説明を求めます。11番。

宮脇委員

11番宮脇です。確認は12月11日に井藤委員、小川委員、逸見推進委員、私と譲受人本人の立会のもとに行いました。場所は、県道新見成羽線の本郷小学校から200m新見寄りの県道沿いにあります。譲受人は事業を営んでおりタクシー業、給油業、自動車修理販売をしています。事業をして60年経過し給油貯蔵タンクを新しく設け合わせて地区住民のニーズもありコインランドリー、食堂を併設するのに用地が必要になりました。事業所の周りはほとんど農地なので拡張するには農地を転用するしかなくこの度の申請となりました。

会長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第60号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

| | |
|------|---|
| | <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、議案第60号の議案はすべて面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p> |
| 全 員 | 「よろしい。」 |
| 会 長 | <p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 竹村局長 | <p>今回、新規の貸し付けが7件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番馬塚、田1筆、3年使用貸借、2番大佐田治部、田1筆、5年使用貸借、3番神郷高瀬、田1筆、6年使用貸借、4番神郷高瀬、田2筆、6年使用貸借、5番哲西町大竹、田4筆、10年貸借、6番哲西町畑木、田5筆、10年貸借、7番哲西町矢田、田7筆、3年貸借となっております。なお2番から6番までについては農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p> |
| 会 長 | <p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番からお願いします。推進委員3番。</p> |
| 泉委員 | <p>推進委員3番泉です。現地確認を12月5日、眞壁委員と行いました。場所は、国道180号線を坂本から千屋方面へ行くと●●商店がありそこから350m先、高梁川の川向にあります。借受人は先月も利用権設定を出しましたが農機具等、揃っており貸付人が水路管理し借受人は耕作のみすると話かできています。問題ありません。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>続いて2番をお願いします。15番。</p> |
| 山田委員 | <p>15番山田です。現地確認は12月13日に行いました。場所は、田治部地内のJRの反対側50m先の所にあります。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>続いて3番、4番をお願いします。推進委員8番。</p> |
| 信谷委員 | <p>推進委員8番信谷です。現地確認を12月12日、仲田委員、大原委員と3名で行いました。場所は、神郷高瀬に旧高瀬小学校がありその南</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>側に●●●がありその西側に3番の1筆があります。4番の2筆が●●●の東側にあります。今年の4月から耕作されてまして問題ありませんでした。これは、先月利用権設定中途解約の案件の継続になります。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>続いて5番から7番までをお願いします。推進委員10番。</p> |
| 奥津(賢)委員 | <p>推進委員10番奥津です。現地確認を12月11日奥津委員、三上委員、私と3名で行いました。5番、国道182号線を東城方面県境から手前100mを左に入り大竹集会所の左前方にあり綺麗に管理されていました。6番、旧国道182号線から野馳駅がありその前方に4筆、後ろに1筆あり綺麗に管理されています。7番、国道182号線沿いに哲西中学校があり東城方面に向かい左側に7筆あります。これも綺麗に管理されています。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第61号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 竹村局長 | <p>再設定が13件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p> <p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> |
| 全 員 | <p>(ありません。)</p> |
| 会 長 | <p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> |

ご意見、ご質問ございませんので、議案第61号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第62号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 現況証明に係る現況認定について、現況証明の申請につきまして、1件申請がございました。第1番でございます。確認を12月6日に行っております。場所は、大佐小坂部、台帳地目は畑1筆です。現況地目は山林でございます。理由は、昭和50年頃より耕作しておらず、植林、雑木林の繁茂により山林となっている、というものでございます。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番。

宮本委員 3番宮本です。12月6日後藤委員、山田委員と現地確認をしました。場所は、新見勝山線の刑部駅から100m手前から400m左の山林の中にありました。以前、栗を作っていましたが現在は杉林になっていました。以上です。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。1番。

仲田委員 1番仲田です。杉林になっていたそうですがそれは植林をした形跡がありますか。

宮本委員 はい、そうです。

会 長 他に、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第62号1番について認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

| | |
|------|--|
| | <p>全員賛成と認め、認定といたします。ここで10分間、休憩にします10時までです。</p> <p>～ 休 憩 ～</p> |
| 会 長 | <p>時間がまいりましたので再開します。先程の現況証明に係る現況認定について事務局から補足説明があります。</p> |
| 小林主査 | <p>先程の現況証明に係る現況認定についてですが、説明の中にありました昭和50年頃との説明ですが実際には昭和40年頃から管理ができてない状態であったようで一部は杉林の話もありましたが雑木も生えてますので認定させて頂きたいと思います。よろしくお願ひします。</p> |
| 会 長 | <p>報告事項に入ります。農地改良届について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 小林主査 | <p>農地改良届について、嵩上げの届出が2件ございました。第1番は確認を11月18日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は田1筆でございます。理由でございますが、1筆3枚からなるもので、西側の1枚が低くなっているため、高さを合わせて農作業の効率化を図るというもので、改良面積は記載のとおりです。期間は確認日から令和4年3月31日までです。次に第2番は確認を11月9日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが、申請地は道路より低いため、嵩上げして高さを合わせ、畑として使用するもので、現在行っている災害復旧工事完了後整地します。改良面積は記載のとおりです。期間は確認日から令和4年3月31日までです。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>この件について、関係地区委員より順次報告願ひます。4番。</p> |
| 赤井委員 | <p>4番赤井です。現地確認を12月5日、眞壁委員、谷岡推進委員と行いました。場所は、1番、熊谷支所より500m手前を●●に抜ける道の姫新線踏切を超え200m先です。これから500m先に2番の場所があります。今、護岸工事をしてます。問題ないと思います。</p> |
| 会 長 | <p>続きまして、農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 小林主査 | <p>農地法施行規則第29条の届出が2件ございました。2件とも農機具倉庫の届出です。第1番は確認を11月18日に行っております。場所は唐松、現況地目は田1筆でございます。理由でございますが、農機具倉庫がないため、申請地に農機具倉庫が必要となり設置する、というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和3年12月1日から令和4年3月31日までです。第2番は確認を11月18日に行っております。場所は長屋、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが、農機具を新しく購入したため、自宅隣りの申請地に農機具倉庫が必要となった、というもので、面積は記載のとおりです。工事期間は令和3年11月22日から12月31日までです。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>この件について、関係地区委員より報告願います。推進委員5番。</p> |
| 三輪委員 | <p>推進委員5番三輪です。1番、確認を11月19日逸見会長、伊達委員と行いました。場所は、唐松●●を入り●●●三叉路の●●●から手前200m先の左です。問題ありません。2番、11月19日逸見会長、伊達委員と現地確認しました。場所は、下長屋国道沿いに●●●がありその前の集落に入る道を100m行った所に申請人の住宅がありその西側へあります。問題ないと思います。</p> |
| 会 長 | <p>次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 小林主査 | <p>農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用の申請が1件ございました。第1番は、確認を11月18日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和3年12月15日から12月31日までとなっております。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>この件について、関係地区委員より報告願います。4番。</p> |
| 赤井委員 | <p>4番赤井です。12月5日現地確認をしました。場所は、上熊谷●●●の手前の高台です。問題ないと思います。</p> |
| 会 長 | <p>次に法務局照会について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 小林主査 | <p>法務局照会について今回2件ございました。1番の場所は唐松、確認</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>を11月1日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、時期不詳で雑種地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は上市、確認を11月18日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、時期不詳で雑種地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。</p> |
| 会 長 | <p>この件について、関係地区委員より報告願います。推進委員5番。</p> |
| 三輪委員 | <p>推進委員5番三輪です。現況認定を11月19日逸見会長、伊達委員、私とで行いました。場所は、唐松旧道筋の●●●から200m唐松に入った所の道がクランクになっている前に以前●●●商店がありましたその裏側です。問題ありません。</p> |
| 会 長 | <p>2番お願いします。12番。</p> |
| 眞壁委員 | <p>12番眞壁です。11月に確認しました。場所は、上市の●●●の貯木場です。問題ありません。</p> |
| 会 長 | <p>次に、完了届について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 竹村局長 | <p>完了届が4件出ています。1番、新見地内農地法第5条による宅地への転用、2番石蟹地内農地改良による嵩上げ、3番草間地内農地改良による嵩上げ、4番神郷釜村地内農地法施行規則第29条農機具倉庫への転用です。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番について7番。</p> |
| 倉脇委員 | <p>7番倉脇です。本日確認しました。完成し住まわれていました。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>推進委員5番。</p> |
| 三輪委員 | <p>推進委員5番三輪です。確認を11月19日にしました。完成していました。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>次、10番。</p> |

| | |
|-------|---|
| 神山委員 | 10番神山です。12月11日に完成を確認しました。以上です。 |
| 会 長 | 4番をお願いします。1番。 |
| 仲田委員 | 1番仲田です。12月12日に大原委員、信谷推進委員と確認しました。シャッターの付いた倉庫が完成していました。以上です。 |
| 会 長 | 続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。 |
| 竹村局長 | 利用権中途解約合意書が2件出ています。1番大佐小南 田1筆米価下落により経営維持困難となったため。2番、3条の5番で説明していただきましたが哲多町田淵地内 田4筆売買により解約をされています。以上です。 |
| 会 長 | この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番について15番。 |
| 山田委員 | 15番山田です。確認は12月13日行いました。米価格の大幅下落により経営困難に至りました。 |
| 会 長 | 続いて、9番。 |
| 逸見委員 | 推進委員9番逸見です。先程、説明がありましたが当事者同士の売買のために利用権設定解約となったものです。 |
| 会 長 | 続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。 |
| 事 務 局 | (ありません。) |
| 会 長 | 続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。 |
| 竹村局長 | 連絡事項があります。積立ですが、戎市長のご尊父元新見市議会議長の戎昇氏が死去され、それに対する香典を申し合わせ事項に基づいて、積立から1万円出させて頂いております。 |
| 小林主査 | 続きまして、お手元にアンケート用紙をお配りしています。県の農業会議経由で農業委員、推進委員アンケート調査が届きまして全員記入し |

| | |
|------|--|
| | <p>ていただくことになってます。次回の総会1月18日までにご記入し提出していただければと思います。ご協力のほどよろしくお願いします。</p> <p>次に、本日の研修会について説明させていただきます。総会終了後、11時を目途に新見市役所南庁舎前からバスで出発します。高速道路経由で行きますがバスの中で昼食をとっていただくことになります。13時前後に会場のコンベックス岡山に到着予定です。到着しましたら13時30分から16時まで研修会に参加していただくようになります。終了予定16時になりましたら現地を出発していただきます。多少、時間が前後するかもしれませんが高速経由で帰り新見に18時着を予定しています。その後、懇親会の予定を伯備2階に会場場所を取っていますので参加していただくことになってます。駅前と新見市の駐車場にバスを廻しますので懇親会の参加をお願いします。</p> |
| 川添主査 | <p>次回の総会ですが、先月総会の最後に1月14日予定としておりましたが、1月18日火曜日午後3時30分から開催となりますがよろしいでしょうか。場所は南庁舎3F大会議室です。また、2月の予定は18日金曜日9時30分からとなりますようよろしくお願いいたします。</p> |
| 竹村局長 | <p>来年1月第1回の総会の後、新年会を予定しています。コロナ状況を見ながら開催したいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> |
| 会 長 | <p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。第1回総会の初めに午後3時20分頃、写真を撮ります。では、閉会を仲田代理にお願いします。</p> |
| 仲田委員 | <p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)</p> |
| | <p>(閉会時刻 午前 10 時 30 分)</p> |